

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2015年11月24日
東村山市議会議長様

議席番号 14番
質問者 白石えつ子

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>学校給食に準じた保育園、保育所給食使用食材選定安全基準の設定を 現在、日本で厚生労働省が指定している「指定添加物」（主に化学合成添加物）436品目、長期間使用され問題なしとされた天然添加物「既存添加物」365品目、動物・植物から抽出した「天然香料」約600品目、通常食品に使用する「一般飲食物添加物」100品目で合計1500品目存在します。</p> <p>日本人が一年間で摂取している添加物の量は、4.6kg、一日12.7gです。</p> <p>今、生命に関わる場合もある深刻な問題としては、食物アレルギーがあります。先を見据え幼い頃からの対応が重要です。食物アレルギーに対抗するには分けるしか方法がありません。今特定原材料として義務付けられているのは、「乳・卵・小麦・そば・落花生・えび・かに」の7品目で、食品添加物は含まれていません。食品も全面表示が義務付けられるようになりましたが、キャリーオーバーや遺伝子組み換えの場合不分別でない、主原料5%未満の表示はしなくてもよいなど表示だけで見分けるのは難しい現状があります。添加物や遺伝子組み換え食品など食を取り巻く状況は決して安全とは言えない事象を踏まえた上で子どものからだや脳に影響する食のあり方安全性などを確立していくために順次質問していきます。</p> <p>① 園児の中でアレルギーを抱えている人数と割合3年間の推移を伺います。</p> <p>② アレルギー除去食は、どのように対応されているか伺います。</p> <p>③ 園児で摂食障害を持っている場合があれば対応もうかがいます。</p>

- ④ 園児で拒食（嗜好品が偏っているなど）障害がある場合の対応を伺います。
- ⑤ 専門の栄養士が配置されていることで、限られた予算の中で栄養価や消化能力に配慮し、月齢によってきざみ食など工夫されていることは評価できると思いますが、基礎調味料など選定の食材基準はどのように誰がされているのかを伺います？
- ⑥ 昼食の他にもおやつも月齢により、必要なので手作りで提供されていると思うが、遺伝子組み換えされた原材料が含まれたお菓子などが多く流通しているが、現状を食育の観点からどのように捉えているか伺います。
- ⑦ 甘味料が多用された500ml清涼飲料水や炭酸飲料水には、50gの砂糖や果糖ぶどう糖液糖など添加物が含まれています。人間の腎臓はこぶし大くらいと言われています。園児の手を想像すると到底処理できる能力を超えていると思います。啓発策として保護者向けに添加物摂取をなるべく避けるための添加物講座など現状を知らせることも必要です。現在行っている働きかけ等あれば伺います。
- ⑧ 保育園は預ける側が選べない状況の中で公営か民営で差異はないのでしょうか？現在の給食の実態をどのように捉え、課題は無いと考えているのか伺います。
- ⑨ 市は小学校給食の食材選定基準を設け、小学校、保育園給食についても放射能検査を随時おこない、安全性の配慮について心を配っておられることを高く評価します。当然、提供する給食についての安全性は市の指針として添加物・遺伝子組み換えのものは使わないことを掲げ、保育園の現状を把握しそこに近づけることが必要と考えます。まずは整備されていない保育園給食の使用食材選定安全基準づくりに着手することが放射能検査継続と同様に急務です。見解を伺います。

2

障害福祉サービスの拡充で障害者（児）も共に住み続けられる地域に。障がいを負うということは、一人ではできない不自由さが多々あります。そこを地域の回りの少しの手助けで改善でき、生活の質を上げ、自立への一助になります。過去、障害者は施設入所が当たり前の時代もありましたが、今は脱施設、障害者総合支援法などにより、障害者を分けずとともに地域で生活していくインクルーシブな世の中が世界的に広がってきています。障害福祉サービスの現状改善のため順次質問していきます。

- ① 東村山の障害種別（身体・知的・聴覚・視覚・精神（発達障害含む）、難病の人数と年度ごとの人口に対する割合を3か年（平成24年度・25年度・26年度）で伺います。
- ② ①と同じく障害種別・難病の障害福祉サービスの申請し受給者証を取得している人数と割合を（平成24,25,26年）伺います。
- ③ 障害福祉サービスの中で移動支援を利用している障害種別（身体・知的・聴覚・視覚・精神）の利用できる時間数に違いはあるか、伺います。
- ④ 今年度は、ガイドヘルパー不足を解消するための講座開催がされています。開催した講座参加者人数とガイドヘルパー登録者は増えたのか伺います。
- ⑤ 移動支援は、障害者（児）が円滑に外出できるためのものと明記されています。18歳以下では、毎日の送迎も大事な外出です。当市では送迎には使えないが、その根拠を伺います。
- ⑥ 18歳以下の場合は、移動支援と一緒に使える放課後デイサービスを利用できますが、18歳以上は利用できません。移動支援が年齢を考慮することなく一律8時間であることに問題があります。利用者からの時間増の要望の声は、毎年でています。今後利用者・保護者の生の声を登録している事業所を通して事業所の意見とともに聴きとり、時間数の見直し、使用範囲の拡充の改善を行うべきと考えます。見解を伺います。